

北海道神宮奉賛むすび会会則

昭和28年 9月1日 札幌神社奉賛むすび会発会
昭和39年10月5日 北海道神宮奉賛むすび会と改称

第 1 条 (名称)

本会は北海道神宮奉賛むすび会と称し、事務所を北海道神宮社務所内に置く。

第 2 条 (目的)

本会は、次に定める事項を目的とする。

- (1) 北海道神宮の御神徳の宣揚に努める。
- (2) 敬神崇祖の念をもって広く神道神社に奉仕する。
- (3) 会員相互の教養の向上と親睦を図る。

第 3 条 (会員)

本会は、北海道内に在住する者の内本会の趣旨に賛成し、入会金を納入した者をもって会員とする。

- 2、会員は第10条に定める会費を納入しなければならない。
- 3、会員は会員徽章を着用して名誉の維持に努める。

第 4 条 (事業)

本会は次の事業を行う。

月例会、誕生感謝祭、新年大会、春季大会、秋季大会、温泉湯治の会、旅行会、その他必要と認める事業。

但し、会員は自己の都合により何れの行事に参加するも自由とする。

- 2、本会の第2条の目的達成のため次の部を置き、各事務を分担し、これを運営する。
 - (1) 広報部…本会の存在意義を広く周知し、会員相互の情報交流及び新会員の入会を促す業務
 - (2) 総務部…庶務、総括事務、神宮連絡事務、会員の入退会事務、会員名簿の作成事務、総会及び役員会の運営事務、その他他部に属しない事務。
 - (3) 行事部…神事及び新年会、春季大会、秋季大会等の行事並びに文化活動の計画と聖地参拝と観光旅行及び保養湯治旅行の計画と実施。
 - (4) 奉仕部…神宮頒布物の配布、神苑保護、厚生活動及び奉仕活動の計画と実施。
 - (5) 会計部…予算、決算、出納に関する事項。

第 5 条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 各部の部長 各1名
- ④ 各部の副部長 各若干名
- ⑤ 幹事長 1名
- ⑥ 幹事 若干名

- 2、本会は名誉会長、顧問、相談役を推戴し、名誉会員を委嘱することができる。

第 6 条 (役員の職務)

会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 3、各部の長は部を統括し、分担事項の実施にあたる。
- 4、幹事は、各部に分担して各部の運営にあたり、幹事長は各幹事との連絡調整を行う。
- 5、会計監査は会計事務を監査し、その結果を総会に報告する。
- 6、支部長は支部を総括する。

第 7 条 (役員を選出及び任期)

会長、副会長及び会計監査は総会において互選によってこれを定める。

- 2、幹事は、会員の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 3、各部の正・副部長、幹事長は、幹事の互選により会長がこれを委嘱する。
- 4、支部長は支部会員の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 5、役員任期は三箇年とする。但し、再任を妨げない。
- 6、名誉会長、顧問、相談役及び名誉会員は、役員会の議決により推戴する。

第 8 条 (会議)

会議を分けて定期総会、役員会、月例祭、誕生感謝祭、臨時総会及び部会とし、会長がこれを招集する。

- (1) 定期総会 毎年1回9月15日に開催し、前年度の事業報告及び決算報告並びに新年度事業計画及び予算の審議並びに記念行事並びに規約の制定改廃を実施する。
- (2) 臨時総会 臨時総会は必要に応じて開催する。
- (3) 役員会 毎月1回7日に開催し、各部の運営を円滑にし、事業を推進する。
- (4) 月例祭及び誕生感謝祭 毎月15日に月例祭及び誕生感謝祭を開催する。
但し、6月及び8月は20日に開催する。
- (5) 部会 部会は必要に応じて、部長の要請により開催する。

第 9 条 (議決)

会議の議事は出席者の過半数を以て決定する。

賛否同数のときは議長が決定する。

第 10 条(会費)

本会の経費は入会金、会費、寄附金及びその他の収入をもって当てる。

- 2、本会に入会するものは入会時に入会金1,000円を納入する。
- 3、会費は年会費 2,000円を納入するものとし、毎年御札配布時に納入する。
- 4、本会の経費に不足を生じたときは、役員会の議決を経て臨時に徴収することができる。

第 11 条(会計、予算及び決算)

会計は出納簿を備え収支を明確にし、総会において前年度決算報告及び新年度予算説明を行うものとする。

- 2、会計は各部の要求にもとづき、予め事業経費の一部を予算経費内で支出することができる。
- 3、本会の会計年度は8月1日に始まり7月31日に終る。

第 12 条(支部)

本会の目的を達成するために、必要に応じ支部を置くことができる。

- 2、支部に支部長、副支部長及び幹事若干名を置く。
- 3、副支部長及び幹事は、支部会員の推薦により支部長が委嘱する。
- 4、支部の運営費は、支部の収入及び本部よりの運営補助費によるものとする。
- 5、支部の運営は本部の例に準ずる。

第 13 条(その他)

この会則に定めるもののほか、必要ある事項は役員会の議決により定める。

付 則

この規約は昭和62年9月15日から施行する。

- 平成4年9月15日改正
- 平成7年9月15日改正
- 平成20年9月15日改正
- 平成27年9月15日改正
- 令和5年9月15日改正

「内 規」

第 1 号 会員の死亡の場合は弔旗を掲げ、金3,000円の香典を贈呈します。

役員の死亡の場合は弔旗を掲げ、生花一籠、金5,000円の香典を贈呈します。

第 2 号 慶事の場合は会員慶びあい、喜寿(77才)、米寿(88才)、白寿(99才)には記念品を贈呈し、一同にてお祝い申し上げます。

なお、該当者で当日ご出席の方は、金2,000円を前納していただきます。

2、白寿、米寿の方で体調不調の方への贈呈は、代理人の受領又は、当該年から翌年限り本人参加の延期を認めます。

第 3 号 誕生感謝祭では、その月に生まれた会員にお祝いを申し上げ、お祝品を贈呈し、一同にて祝福致します。

なお、該当者で当日ご出席の方は、金2,000円を前納していただきます。

第 4 号 毎年1月15日に新年会、5月15日に春季大会、9月15日に総会を開催いたします。

なお、当日ご出席の方は金3,500円を前納していただきます。

付 則

この内規は昭和62年9月15日から施行する。

- 平成3年3月7日改正
- 平成8年2月7日改正
- 平成14年9月7日改正
- 平成27年9月15日改正
- 平成28年9月15日改正
- 令和5年9月15日改正